

平成27年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成27年12月15日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第57号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第66号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第58号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第59号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第60号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第61号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第62号 永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について
- 第 8 議案第63号 永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第64号 永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)の工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第65号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について
- 第11 発委第 3号 永平寺町の食文化に関する条例の制定について
- 第12 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第57号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第66号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第58号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第59号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につ

いて

- 第 5 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第 6 2 号 永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について
- 第 8 議案第 6 3 号 永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第 6 4 号 永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約の締結について
- 第 1 0 議案第 6 5 号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について
- 第 1 1 発委第 3 号 永平寺町の食文化に関する条例の制定について
- 第 1 2 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（18名）

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 長谷川 治 人 君
- 4 番 朝 井 征一郎 君
- 5 番 酒 井 要 君
- 6 番 江 守 勲 君
- 7 番 小 畑 傳 君
- 8 番 上 田 誠 君
- 9 番 金 元 直 栄 君
- 1 0 番 樂 間 薫 君
- 1 1 番 齋 藤 則 男 君
- 1 2 番 伊 藤 博 夫 君
- 1 3 番 奥 野 正 司 君
- 1 4 番 中 村 勘太郎 君
- 1 5 番 川 治 孝 行 君
- 1 6 番 長 岡 千恵子 君

17番 多田憲治君

18番 川崎直文君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顯浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
書	記	朝日清智君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時01分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましてはご参集をいただき、ここに15日目の議事が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第57号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第66号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第3 議案第58号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第59号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第60号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第61号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

本件は、去る平成27年12月1日及び平成27年12月7日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

委員会は、12月1日、本会議において付託されました議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件と、12月7日の本会議において付託されました議案第66号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての審議を行いました。

審議は、12月10日と本日、15日に慎重なる審議を行い、主な意見として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の活用をし、情報発信事業についての件、またバイオマスボイラーの設備の導入等の経過、また燃料についての意見、公的機関の障がい者法定雇用率、雇用についての意見があります。

内容については意見書にとどめてありますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、自由討議の中から、今回の火災に鑑み意見を付すということに決定しました。

その内容です。

1つ、今回の火災に鑑み、永平寺支所のみならず類似の公共施設等については、防火・防犯の見地から再検討し、整備に関する方針、計画を早急に策定し、実施すること。

2つ目、防火・防犯体制の強化のため、管理者、また管理チームを設け、随時各職場の点検を行い、再発防止のチェック体制整備に努めること。

以上2点を意見とし、採決を行いました。

結果、議案第57号から66号の6件につきましては、賛成全員にて可決したことを報告いたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより、日程第1、議案第57号から日程第6、議案第61号までの6件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第57号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について、
質疑、討論を省略します。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第57号、平成27年度永平寺町一
般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第66号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算につ
いて、質疑、討論を省略します。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第66号、平成27年度永平寺町一
般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第58号、平成27年度永平寺町国民保険事業特別会計補正予
算について、質疑、討論を省略します。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第58号、平成27年度永平寺町国
民保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第59号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算
について、質疑、討論を省略します。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第59号、平成27年度永平寺町下
水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第60号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、質疑、討論を省略します。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第60号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、質疑、討論を省略します。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第61号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいまの採決の中で、案件についての訂正をいたします。

「日程第3、議案第58号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について」に修正いたします。

～日程第7 議案第62号 永平寺町新町まちづくり計画(新町建設計画)の変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年12月1日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会より、議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について、委員長報告をさせていただきます。

去る12月11日金曜日午前9時より、委員全員及び町長、副町長、総務課長、消防長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

それでは、付託されました内容をご説明します。

この永平寺町新町まちづくり計画の変更は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正がまた施行されたことにより、市町村建設計画に基づいて行う事業に対する特別事業債の活用が被災市町村以外でも活用できる期間が5年間延長できることを踏まえ、当永平寺町においても平成32年度まで活用することが有利と考え、この建設計画を変更する内容であります。また、この計画の主な変更点については、新町まちづくり計画の期間を5年間延長し、合併後10年間だった期間を15年間に変更し、今後の主要施策の項目に観光まちなみ整備事業とか国民体育大会・障害者スポーツ大会の開催等の追加を行うもので、個々の目的において有利な制度の内容変更であります。

主な意見といたしまして、1つは、合併協議会で協議された計画書を特例事業債5年間延長に当たり、新町まちづくり計画の変更計画書の提出が、県、国に対して必須条件なのかと。また、2つ目には、地方債と合併特例事業債を利用するが、何の事業の財源に充てるのかなどなどのご意見がありました。

この変更計画を県、国へ提出しておかなければ、今後の主要施策の項目にありました観光まちなみ整備事業とか国民体育大会・障害者スポーツ大会の開催等々に財源を充てようとしても、この計画書の提出がなければ主な事業の有利な財源は見込まれないことなどを確認いたしました。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をよろしく願います。

以上です。

- 議長（川崎直文君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。
自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。
採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第62号、永平寺町新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第8 議案第63号 永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について～

～日程第9 議案第64号 永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約の締結について～

～日程第10 議案第65号 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について～

- 議長（川崎直文君） 次に、日程第8、議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についてから日程第10、議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） よって、日程第8、議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についてから日程第10、議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結

結についてまでの3件を一括議題とします。

本件は、去る平成27年12月1日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 総務常任委員会委員長より報告させていただきます。

この63号から65号の案件につきましても、先ほど62号で申しました期日に開催して検討させていただきました。

では、委員長報告させていただきます。

議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について及び議案第64号、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約の締結について及び議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について、この3議案は永平寺町新消防庁舎新築工事の案件でございます。一括審議させていただきましたので、一括して委員長報告をさせていただきます。

まず、議案第63号の永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について及び議案第64号の永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約の締結についてでございますが、この2議案は関連した変更工事でございます。この内容は、工期を、変更前は平成28年1月29日までを、変更後は同年の3月11日までにする工期変更で、その理由といたしましては、変更工事及び埋設物、水道、電気配線など不明な既存埋設物の調査、撤去、接続等の工事が必要となったものでございます。

議案第63号の永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についての増額工事の内容でございますが、1つは、新消防庁舎前及び永平寺支所前の融雪工事、2点目には、町道及び国道間の舗装及び永平寺支所前の側溝改修工事の外構工事、また3点目には、消防庁舎施設に備えつける収納物を整備する内部設備工事、4点目に、自家発電設備の基礎とフェンスの電気設備工事。また、この減額工事の内容につきましては、訓練棟最上階から屋上への階段を外部階段に変更し、約290万円を減額。したがって、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約額、変更前5億7,215万1,600円が、変更後6億1,

064万4,960円で、増額総計、税込み3,849万3,360円となったものでございます。

また、議案第64号、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約の締結についての増額工事の内容につきましては、工期は議案第63号と同じ変更の期間でございます。請負契約の変更内容でございますが、当初は消防単独での自家発電設備工事でしたが、永平寺支所の自家発電設備が老朽化していて、また今後、同設備を個々にするよりも1台で対応する方法が経費削減できるのでは、また発電容量を増量して変更したいということでございます。また、減額工事の変更といたしましては、内容は、AVホール設備工事の300万円を減額。したがって、永平寺町新消防庁舎新築工事（電気設備工事）の工事請負変更契約額は、変更前7,981万2,000円を、変更後は8,455万6,440円で、増額総計、税込み474万4,440円となったものでございます。

次に、議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結についての変更内容でございますが、この議案は庁舎建設工事の延期に伴い、デジタル無線、高機能消防指令台の整備及び職員の取り扱いを習得する研修期間が延期となった理由でございます。工期は、変更前が平成28年の2月29日を、変更後は同年3月14日に変更をお願いするものでございます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしました。

妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより、議案第63号から議案第65号までの3件について1件ごとに行います。

日程第8、議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結について。

これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 議案第63号の新消防庁舎新築工事の工事請負変更についての件ですが、委員長に質問いたしますが、答弁がちょっとあれのときには理事者のほうにお願いをいたします。

変更増額をされているわけですが、まず1点、変更増額するときには多分請負率を掛けているんだろーと思いますけれども、今回の請負率は幾らぐらい、何%だったのか。

それと、この26年の入札だったと思いますけれども、予定価格の設定、最低制限価格の設定はされておりましたか。

それからもう1点は、設計額の公表というのは本町はされてますか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 変更増額の請負率でございますが、確認させていただいた数字は93.55%ということでございます。

また、2点目の予定価格の設定ですか、これについては理事者のほうでお答えしていただくようお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、予定価格、設計額等につきましては設けてございました。それと、最低制限価格も同様、設けてございます。

それと、公表でございますけれども、そのときの公表が、今、記憶がちょっと曖昧な部分もございますので、しっかりと確認してからさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） これは26年度の入札ということですが、新年度、27年度、最近のやつについては、予定価格、最低制限価格及び設計額の公表というのはされてますか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、予定価格の設定はさせていただきますけれども、公表はされることはないのです、これはあくまでも設計額あるいは、これ最低制限も当然出ません。設計額につきましては、当然130万以上については公表をしておりますので、よろしく申し上げます。

それと、27年度ですけれども、4月1日からは、これも今までにご説明させていただいておりますけれども、品確法の改正によって歩切りは行っていないということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私、ちょっと基本的なというんか素朴なところをお聞きしたいんですが、1月29日が変更前の工期で、おくられているから今になったのかというのをちょっとお聞きしたいんですわ。というのは、今ごろ変更というのとはどういうことなんか。特に外構工事なんかは、今から冬に向かったの整備になるんですね。それは工事がおくられているからなのかどうか、どの辺はどうなのか。

もう1点、これは出来高に対してなのか、今から変更したものを工事をやっていくのか。要するに、契約が出来高に対してなのか、これからの工事に対してのものなのか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 今ほどの確認ですけれども、1月29日から3月11日までに工期が延期になったと。この事象ですけれども、工事全体がおくられているということではなしに、私ども承知しておりますのは、こういった埋設物、電気工事等々が出てきまして、そういったことの調査により時間を要した、また撤去も要した。また、それに する接続、そういったものも生かしていかないといけないというようなことで、変更工事の埋設物の水道管や電気配線等々の不明なものが出てきたというようなことで、それを調査して、撤去して、また生かすようなそういったものが継続されたもので、こういった延期する次第になったということを確認しております。

また、これ出来高ということでございますけれども、これについては、いろいろな工事のときに、例えば変電、受電設備等々におきましても一応こういう消防のほうの、当初は含んでおりましたが、やはり併設する開発センター、支所等々にもそういった設備があるんですけれども、それがかなり老朽化しているというようなこと等々の関連が見えてきたと。早急にそういったことは、一工事個々にやるのではなしに、そういったことについて、やはり一つの敷地内で一つの建物、共同体ですので、やったほうが利便性があると、また損益も少ないというふうなことでそうされたというようなことも確認しております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 見落としとかいうんでなしに、僕は外構工事ちょっとやっばり遅いでないかと。本来は、いろいろ地下から出てきたものがあったということなんですが、それらは、どう言ったらいいんですかね、ちゃんと前の資料なんか残してあればきちんとあるものですね。ほかの場所をどこか借りてとか買って

つくる建物じゃないんで、その辺を十分やっぱり考えていなかったのかなと。ただ、順調に工事は進んでいると見ていいんですかね。

それと、僕が結構こだわるのは、やっぱり7月に説明があつて、なおかつ12月の補正ですから、それはもっと早くして、少しでも早く進めるほうが、運用開始が決まっているわけですから安全面を考えても必要なことがあるんでないかなと思うんですが、その辺はこれで順調なんですかね。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 1点目の外構工事がおくれた理由とかいろいろ、十分な確認を事前にできなかったのかというようなご意見でございますが、消防のほうでも確認をさせていただいておりますけれども、あそこは以前、駐車場、その前は水田だったというふうに確認をさせていただいているところです。そこにそういった水道管等々、また旧の電気配線が相当残っているというふうなことは特に、考えられなかったというのではございませんけれども、そんなにもないだろうというようなところでございまして、そういった点につきましては調査不足ということでは認めざるを得んのではないかと、そういうふうに深く反省しているところでございます。

また、準備調査ですね。

○9番（金元直栄君） 委員長。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） いやいや、ちょっと待ってください。私が言うべきではないですけれども、そういうふうに私も総括して携わっていますし、総務常任委員会の委員長としてもそういうふうに思つるところでございませぬ。

それと、2点目は……、これ何、あれやったんかな。調査。

○議長（川崎直文君） 進捗状況。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 進捗状況やね。これについては……。

○9番（金元直栄君） 順調なのかどうか。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 私は順調というふうに思つてるところでございまして。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 今の消防庁舎の工期の延長につきましての、委員長が説明したとおりでございますけれども、まず当初、埋設物等の除去、調査等で……。

今の進捗状況から。順調に進んでおりまして73%ほどでございます。

それから、今の埋設物でございますけど、その調査にやや1カ月ほど要したと。それが一つでございます。それから、当初予定をしておりました外構工事等の舗装等はしてましたけれども、あそこから、町道からあこに出る道、県道へ出る道、あその舗装等も入ってきたのも事実でございます。それから電気の関係の後ろのフェンスとか、そういうことがもろもろ出てきまして延長になりました。

それからまた、庁舎自体は、躯体自体は変更前は1月29日になってましたけれども、躯体はもうそれでできます。そのほかの工事ということでその延長をお願いしたいと思っております。指令台も入れますので、指令台を するときに一応部分検査をやらないとその部屋に入れられませんので、また壊したとか汚したとかありますので、その部分検査を終わらせていただいて指令台のそこに機械を設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今、消防長のほうからも答弁ありましたが、外構工事につきましては、特に足場の、要するに融雪工事なんかは足場を外してからしかできないという事情もございますので、そういうような経緯。

また、出来高かということでございますが、これは今、現時点での出来高、見込みということで計上をしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第63号、永平寺町新消防庁舎新築工事の工事請負変更契約の締結についての件を委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第64号、永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)の工事請負変更契約の締結について。

これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第64号、永平寺町新消防庁舎新築工事(電気設備工事)の工事請負変更契約の締結についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結について。

これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 質疑ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第65号、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備工事の工事請負変更契約の締結についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。11時10分より再開いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第11 発委第3号 永平寺町の食文化に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第11、発委第3号、永平寺町の食文化に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年12月1日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 朝井です。

去る12月14日9時から10時30分まで、委員6名全員出席で委員会を開催させていただきました。その中で 発委第3号、永平寺町の食文化に関する条例の制定について、12月1日に再審議をしろということで再審議させていただきました。

この永平寺町の食文化に関する条例の中で、第8条、通称名「いただきます カンパイ条例」を追加させていただいた件についてでございますが、この「いただ

きます「カンパイ条例」は、永平寺町の食文化に関する条例ということで、町民の皆様になかなか難しい文面じゃないかなと、親しまれる何かないかなという意見がありまして「いただきます カンパイ条例」を8条に設けさせていただいたわけでございます。

その件について、委員からいろんなご意見を賜り、いろんな審議をしてみまして、発委第3号は全員賛成で可決されました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 本案については、滝波君外2名から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の永平寺町の食文化に関する条例については、その提出のきっかけとなったのが、平成27年10月28日、永平寺町商工会から提出された永平寺町を食する条例制定に関する陳情書でありました。この陳情の趣旨は、町民の方には、永平寺町の食を味わい郷土の清酒で乾杯していただくなど、地産地消の推進を行うことにより関連産業の発展が図られ、ふるさとへの感謝の気持ちや仲間との親睦が深まり、来町者に対するよりよいおもてなしにつながることもなりますというようなことで、ぜひ制定をしていただきたいということでありました。

これをもちまして、当議会におきましては、ぜひ条例化するに当たっては議会発議で条例をしていこうということで協議をしてみいました。その過程の中で、当初、条例案分には第8条がありませんでした。しかし、本会議に上程する前に当たってこの8条が加わっていたわけでありました。

その後、当議会では全員協議会等で慎重審議に協議をいたしておりましたが、私はこの条例については全会一致でこの条例を提出すべきだというふうに考えております。そういうことであれば、第8条を除いた条文については、以前の全員協議会等で全会一致で賛成をしているわけですので、ぜひこの8条を削除した形で修正をお願いしたいということでありました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、委員長報告、朝井委員長報告に対する質疑に入ります。

これは産業建設常任委員会での審査経過に対する質問となります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） まず、委員長にお聞きしたいんですけど、ほかのまちではこういう形のやつを「カンパイ条例」とするということによって簡略して呼ばれているところがあります。しかし、「カンパイ条例」というのは、特定の酒蔵やそういう人たちへの、ある意味、言葉は悪いですが、もっこ持ちになるんじゃないかということで、食文化というようなことで各自治体、名称を考えていることだと思うんですね。

そこで、まず1つお聞きしたいのは、例えば本町の議会での宴会のときに、その店でほかのメーカーのお酒を扱っていたらどうするのかというのが1つです。

2つ目は、今、いろんなところで宴会の最初に乾杯ということで杯を掲げて一斉に唱和しているようですが、普通は、今まで見ていると、私は最近ほとんど飲みませんが、ビールでやる人が多いように思うんですね。店によっては何か甘い梅酒みたいなのでやるところもあるみたいですが、一般に酒の前にビールをということでそういう形になってるのかなと思うんですが、そういう慣習も見直すという決意での条例の制定になるんですかというのが2つ目です。

続けて言ってしまうかもしれませんが、3つ目は、私はやはり今、修正案で消された滝波議員が言っているように、この条例については全会一致が原則だろうと私は考えています。当初、商工会から示された案には第8条は入っていませんでした。どうしてこれが入ってきたのか。全会一致という点では、議会の中でも何人かの議員が、やっぱり全会一致にすべき、その努力を委員長にもしてほしいということで、また議員にもいろいろ働きかけていたのを見て、私も頭の下がる思いをいたしました。それは正当なことだろうと思います。しかし、そこを、全会一致が崩れるんじゃないかなと心配している項目が入ってきたのはどうしてなのかと。

最後に4つ目ですが、私はやっぱり条例という、国の法律にないところを補う意味での町の条例——町の法律ですね——については、いわゆる慣習を、この8条には「いただきます」とか「カンパイ」とかあるんですが、その慣習を条例化することを求めているとは私は思わないんですね。そこは問題ではないか。

それに、具体的に8条には「いただきます」というのが入ってきているわけですが、「いただきます」というのは確かに我々日本人というんですかね、には一般的なことであっても、それが全てではないわけですね。「いただきます」って宗教によっては言わないところもあるわけですから、これを条例化してしまうと

いうのもどうかなって思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 先ほどから言われておりますが、その商工会の云々でございますが、商工会の文面はこういうふうにはお願いできませんかという陳情書でございますので、その件を産業建設委員会に付託されたわけです。それで委員会においてこの条例7条までつくったわけです。その後にあらゆる角度から考えまして、先ほどから言っておりますように、町民の皆さんが、年寄りから子どもさんまで皆さんがわかりやすい条例をとということで、通称名ということでさせていただきました。

それも前にも経過をご報告させていただきましたが、メールなり文書なりで皆さんにお分けしております。それを読んだ読まなかったでは、それはおかしいと思います。私はルールどおりちゃんと出してあります。だから遅かった早かったという問題じゃなくして、これは先ほども言うように、全会一致と言うんなら、皆さんがそういうところに、我々が先ほどからいろんな話をさせていただいておりますように、「いただきます」とか「カンパイ」というのは、今こうやああや言う前にわかっていただけだと思いますので省略させていただきますけれども、こういう食に関することですけれども、皆さんが感謝の気持ちを持ってやると、その「カンパイ」というのは、やはりあちこちで宴の場によって始めの挨拶だということと考えておりましたので、私はそういう「いただきます カンパイ」を通称名として出させていただいたわけでございます。

○9番（金元直栄君） 委員長、ちょっと、我々の慣習で地酒で乾杯する他のメーカーのを使っていたらどうするんだとか、今では日本酒よりビール それについては、それもきちんと見直すべきでないですか。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） それは今言われたように、メーカーがどうのこうのでなしに、その場その場の雰囲気ですよ。酒で乾杯するかビールで乾杯するか、それはそのときそのときの主催者とかいろんな方の。ただ、宴を始めますという合図というんですか、わかりやすく言うとそういうことでございますので、そういうために「いただきます」「カンパイ」、今から食をいただきますというふうなことでございますのでご理解をいただきたいと思いません。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 議会が制定する条例ですから、感情でこうやああやって言ってもだめなんです。そこは、例えば議会で今まで宴会する、例えば町内のどこかの店でするときに、そこが店の経営戦略で地元の酒は使えないというところもあると思うんです。つながりもあるでしょうし。そこで、このいわゆる永平寺町にある3つの酒蔵のお酒以外のものを扱っているとか出しているところを利用しないということにもつながるわけですね。

そこは確かに言うんですが、委員長の報告書の中にも「酒などを注いだ盃やコップを掲げ、『乾杯』」ってあるんですけども、実は中には結構、条例そのものを見るとシビアな内容という状況もありますので、その辺は「カンパイ」なら「カンパイ」ということでいいんですけども、それを「カンパイ条例」という通称を冠してしまうということはかなりやっぱり、文章の中には漢字で「乾杯」って出てくるんですよ、8条を設けてそうするのはちょっといかがかなって、私はさらに強調するのはいかがかなと思っているところです。

私は全員一致が原則だということを言っておりますし、当然そうだと思う当初は進みました。それを見ていた、いなかったからどうのこうのという問題ではないと思います。最初に示された素案が生きるものと私は思っていたわけです。

それに、条例になじまないという点では、慣習なんかを条例化することはやっぱりおかしいと思います。「いただきます」と言うのも、本当にほかの宗教にとってみると、そうは言わずに食事にかかる人たちもいると思うんです。だから我々に一般的なことを条例化してしまう、慣習を条例化するというのは問題ではないかという指摘についてはあんまり答えていないなど。それは当たり前のことだからこういう文章にするんだというんでは、ちょっとやっぱりなじまないのではないかと思っています。

私は、今、滝波議員が提案されたように、8条を外せば異議はないと前から宣言していますし、やっぱりこういう条例、全会一致するためには異議は持ち込まないと。「カンパイ」までは言ってもいいかなということを言っていますから、異議のあるものは持ち込まない。これが平和的にやっていく非常に重要なことではないかなと思います。その辺もぜひ考えて進めていただくようお願いしたいんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 今、宗教のどうのこうのと言われま

すけれども、宗教によってはね、日本では大体、どう言ったらいいんですか、通常「いただきます」が普通なんですね。宗教では、いろんな宗教がございませけれども、その中で「いただきます」にかわる何かはやられておると思うんです。それも皆、食に関する感謝の気持ち、つくっていただける人の感謝の気持ちとか、米にしても水にしてもそういう感謝の気持ちを持ってやられていると思います。どの宗教によってもですよ。だからそういうことは私はいいいんじゃないかなと思っておるし。

それから、地酒のところでは乾杯するのにその酒を使ってくれ、そこまでは言いません。ワインであろうと何であろうといいんです。食ですから地酒にこだわることもなしに、ビールでも何でもいいんじゃないかなと思ってますので、ぜひともご理解いただいて賛同いただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私のほうから若干質問させていただきたいと思います。

私は、滝波議員が提出しました第8条を削除するものを賛成する一人でありませぬ。

といいますのは、皆さんご存じかと思うんですが、全員の方知ってると思いますが、11月20日の全員協議会にその案が出されてきました。それは先ほど説明にもありましたように、商工会の意向を受けて、その内容について、やはりこれは1条の食文化であるとか精進料理であるとか、それからそれぞれの地産地消、要は永平寺町の産物をぜひ使って、または知らしめていこう、またそれがいろんな形で誘客等につながるんじゃないかということというふうな形の商工会からの要望書が来たわけでありませぬ。これについては、この中で出されました資料の中に、永平寺町の商工会も「カンパイ条例」という形じゃなくて、食文化そういうものの普及、またそれからそういうものをするための陳情書でありませぬ。

出された資料は2つあります。まず一つは、この「カンパイ条例」の中の一つの、特にアンダー線が引いてあるんですが、その「カンパイ条例」を、やはりある面ではインパクトがあって、出たときは当初、伏見とかあそこのが、京都のがありましたけれども、全国的に見ていろいろ異論がありますねと。そこで、ここにもアウトライン引いてあるように、特定の種類による乾杯よりも、食文化を支援する側面を強調した条例も最近が目立ってきた。例えば、金沢市の金

沢の食文化の継承及び振興に関する条例ということで、加賀料理を初めとする食文化の継承と振興を掲げた条例であります。

当永平寺町も、商工会のほうから永平寺町の精進料理、禅の精進料理が全国的、先ほどミラノで、町長も言ってますように、禅というものの中から精進料理、また食というものは全国的に禅の精進料理を一つの大きな形で上げております。そういうものの中から商工会はその陳情を出してきたというふうに考えております。

そして2枚目の資料として、その金沢の食文化に関する陳情によるもの、そしてそれによる一つの例としての条文が提出されました。その中で、この条文に基づいて、乾杯というものも含めて、そういうものはなくした7条までの原案が出されてきました。それについてみんなが全員一致して、例えばその中の文言、要は、ちょっとした言葉とかそういうものを直して、その提案を産業建設常任委員会のほうから提出するというような形をとらせていただいたと思っております。その中には、先ほどる説明がありましたように、示された条例案は第7条までの形で、「カンパイ」の条例という形でないですよというふうな意向の中で全員一致の条例化されたというふうに私は思っております。それが、今回出された中には特徴として第8条が付加された。それは時間的關係もあって、また私どももある面では全部それを確認しなかった落ち度もあるかもしれませんが、こういう点が改正されましたよ、ぜひごらんくださいという内容ではなく、その修正案のところは、先ほど言いましたように、全員の中から8条のない、ちょっと言葉を変えたやつだったのでそういう中から出されたということから、やはりこれは全員一致での条例であるというふうに思いますので、そういうふうに思っています。

そういう観点から、委員長はこの委員会の中、全員の中での一致をお願いしてそれをやるということでしたので、その見地からどのような対応をされたのか、またそれをどのようにご説明をしながら賛同を求めたのかをちょっと確認したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 何回となくご説明させていただいておるんですけども、先ほど上田議員の言うとおりの、前回は、当初は商工会からいただきました陳情書の中で、その文面を読んでいただきまして初めは「カンパイ条例」ということをごさいました。しかしながら、今言うように、商工会というのはそういう食に携わる方がたくさん、酒ばかりじゃないということを加味い

たしまして、それをもう一度、陳情書を作成して持ってきていただきたいということでお願いし出てきたのが、10月28日、永平寺町を食する条例ということで陳情書が参りました。

その永平寺町を食する条例のときに、いろんなことで委員会でも議論させていただきまして、その永平寺町を「食する」を「食文化に関する」条例に改めさせていただき、その中でいろんな審議をさせていただきました。そして、先ほども言われているように、金沢とかいろんなところから条例とかいろんなのを見させていただきました。そして大野にも乾杯条例ができ上がっております。この大野でも、乾杯条例は、地元の酒、ワイン、そういったものを入れましてやっておられるわけです。

しかし、今、永平寺町においてはその酒というのは、酒蔵が3つありますが、酒だけではないと。そして今言う精進料理、いろんな問題がありまして、食に関する農産物やいろいろなものを加工される業者に対してそういったことを加味いたしまして条文を変えさせていただいて、そして全員協議会でも何度か皆さんにこういういきさつでこういうふうになりましたということは答弁させていただいております。それをおわかりいただいてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 続きまして修正案に対する質疑が行われますので、それを踏まえて委員長報告に対する質疑ということで、改めて確認しておきます。

ほかにございませんでしょうか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 3点お願いいたします。

まず1点、この条例の審議の経過の中で、11月20日にこの条例案分の素案が出されました。そして各議員がおのおの語句の修正等について審議をし、11月26日の全員協議会で修正案が出されました。そのときにも第8条は加わっておりません。そこでいろいろ最終の語句訂正、修正等を審議をして、その後、委員会に持ち帰って、そして12月1日の本会議前の全協で、本来ならば、そこで新たに加わった条項については、なぜその条項を加えたかという委員長からの説明があるべきはずだったと思っております。それがなかったということは、ある意味、委員長の手落ちではないかというふうに感じておりますが、そこはどうお考えでしょうかというのが1点。

2点目、通称名ということで第8条をつけたということですが、確かに「いただきます」というのは、委員会の報告にもありましたとおり、食事に携わってい

る方々への感謝、そして食材についても感謝という意味がありまして「いただきます」というふうに言っているということでもあります。このことについては全く異議はありません。ただ、第8条、その条文を総括しているものを通称名と呼ぶならば、この「いただきます」という文言はこの条文の中には全く入ってきませんし、感謝するという意味合いの条文にはなっていないと。そういった中でなぜ「いただきます」ということをつけ加えたかと、再度入れた理由をお聞かせいただきたいというのが2点目。

3点目、12月14日、再付託をして、そして最終の委員会を行われた報告がございました。その内容で、やはり全会一致にするには8条を削除という声があったかということも聞いておりますが、それは確かにあったかどうかの確認であります。

その3点をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） この条例案を提出させていただいたときには、全協においていろんな方から「この文面を訂正したらどうか」とかいろんなご意見をいただきまして、委員会でまた訂正をさせていただきました。その後、今言われるように、8条の文面はなかったということは確かでございます。

その後いろんなことを考えさせていただきまして、先ほどから何回となく申し上げているとおり、町民の皆さんが、皆さんが食に関することに対しておわかりいただいて、感謝の気持ちとか、先ほども言ってますが、そういうことをわかっていただくためにはどういうふうな、あれがいいかということを考えまして「いただきます カンパイ」と。これは、「いただきます」というのは先ほどから言ってるように、日本古来のずっと、皆さん小さいときから、食に対したとき、物を食べる時「いただきます」と皆さん言ってるわけでございます。そうすれば老人の方でも子どもでもみんなわかるんじゃないかと、この食に関する条例となるとかたいということをつけさせていただきましたので、ぜひともこれはご理解いただきたいと思っております。

○2番（滝波登喜男君） 12月14日の委員会の。

○8番（上田 誠君） 委員会するとき。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 14日の委員会におきましても、これは私が前回の全協におきまして「委員長、もう少し汗をかいて回ったらどうか」

ということで私が回らせていただきました報告の中で、ある二、三の方から、今言われる8条を削除したらどうかというのがありましたという報告はさせていただきます。その中で委員の方から、それはある人が言われるのもあるかもわからないけれども、委員会としてはこのまま議案どおりさせていただきたいということでございます。

○議長（川崎直文君） 委員長報告に対する質疑、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、続きまして、修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、金元君、質疑ですか。

○9番（金元直栄君） はい、質疑です。

○議長（川崎直文君） はい。

○9番（金元直栄君） 以前、安保関連法案の採決をした折には、質疑なしで否決ということをやった議会の民主主義的なルール抜きでの問題もありました。もしそういう態度をとるといえることがあるとすれば、何にも言わずに否決というのは、それは議会のルール無視であります。そういう意味から、発言もなし、どういう理由もなしということで態度表明というのは、それはまずいということだけ言っておきます。

では、滝波さんに、私も提案者の一人なんですが、確認です。やっぱり8条を抜かれたほうが全会一致になるという確信については、もう一度皆さんの前で強調していただくといいと思うんですが、その辺お願いします。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の条例案の提出する経過の中で、商工会さんからこういった陳情を受けて、議会がそれはそうだと、ごもつともだと、ぜひ議会として条例を前向きに制定させようという思いがあったかと思います。ですからそういった意味では、皆さんが素直に心から賛同できる条文を可決する、成立させるのが当然のことだと思っております。そういった意味では、今まで全協等で数時間かけていたことの中で、やはり全会一致を見出すならば、この8条を削除した当初の原案どおりのほうがいいということで私は修正案を出しております。ぜひご賛同をいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 修正案に対する質疑ありませんか。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） では、提案者に対して質問をさせていただきます。

今回の提案ですが、これは前回、産業建設常任委員会に再審という形で付託をされました。そのほかに議会運営委員会の中でも話をされたと思います。議運のルールにのっとって再審を付託したわけなので委員会の意思の尊重をしたらどうかというふうに私は思いますし、この意思を無視するのであれば委員会軽視に当たると思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 議会というのは議員の民主主義なルールにのっとってやるべきでありますし、そういった意味では議員一人一人の考え方が尊重されるべきであろうと思います。委員会無視ということではない。

ただ、そういった意味においては、今回、ある意味、当初の産業建設常任委員会が素案、そして最初の原案を出された中で、途中、修正で8条が加わったと。これは議会のルールからして、それはなぜ加えたのかという理由も添えて全員協議会で諮られるべきであると思っております。今までこの素案、原案については全員で諮ってきたということでもありますから、議会の提案前に諮るべきだったと思います。そこが落ちていたということでもありますので、これはある意味、議会のルールを曲げたことになってはいないかというふうに非常に心配をしているわけですから全く委員会無視ということではなく、逆に尊重しているつもりであります。

○議長（川崎直文君） 自由討議はありませんので、改めて修正案に対する質疑です。

質疑ありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） お伺いします。

修正案、第8条を削除するというふうに修正案を出されたわけですが、これまで何回もの討論、討議を重ねてきましたところから私なりに考えていますのは、これを削除する理由というのは2つあると。

一つは手続上のこと。当初、第1条から第7条までで、それが産業建設常任委員会に諮問されて、産業建設常任委員会から返ってきたときに8条が加わっていたと。そこいらの手続上のこと。それからもう一つは、この第8条の通称名として上げられました「いただきます カンパイ」という、この言葉に対する考え方というふうに私は受けとめていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今おっしゃられたこと2つもありますが、一番のこの修正案の理由は、全会一致をしている案文はこの8条を削除した条文であるということとあります。これは全員協議会で全員で確認をしております。こういった形の中で議会が出す条文ですから、全会一致を大原則という趣旨で今回8条を削除したということとあります。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、今回のこの条例につきましては、やはり何かを規制するとか何かを強制するとかというような条例ではなくて、町民の皆さんがより永平寺町の食とか、例えばお酒とか、そういったものに対して親しみを持っていただくための条例だというふうに考えております。

そこで質問させていただくわけなんですけれども、この8条につきましては、例えば「いただきます カンパイ」という言葉がふさわしくないというのであれば、町民に浸透させるために別の言葉に置きかえるというようなお考えはなかったのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 議員も全員協議会の協議をご存じだろうと思います。その通称名を置きかえるというような提案もしてきておりましたが、それについても特に全会一致ということにはなりませんでした。あえて申しますけれども、全会一致の原則に基づいて8条を削除するということとあります。

○議長（川崎直文君） 修正案に対する質疑、ほかにありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 先ほどの滝波議員のご回答の中で、手続上のことというのは、やはり議員発意による条例なら全会一致を目指すべきだということを確認をしたということですが、この第8条を加えた案におきましても、もちろん各議員、全議員とも全会一致を望んでいることは疑いないと思います。

その中で、今ここには上がってきませんでした。このネーミングにつきまして、例えば「いただきます カンパイ」じゃなくして「おもてなし」とかという提案等もございました。それはもう既にかかなりの時間を費やして何回となく討議の場を持っております。

それから、今、別の議員からおっしゃられました永平寺町の食文化に関する条

例とせつかく定めるなら、この条例よりも産業建設常任委員会で出されてきました「いただきます カンパイ条例」と、この言葉をつけ加えた部分が、我が町の住民といいますか町民、それから我が町で商工、観光、農林業を営んでいる各業種の方々に対するその発信力、それからインパクト、受けとめ側の印象の度合いを考えて産業建設常任委員会のほうではこの言葉を選んだのだらうと思います。ですから、もしこの修正案を提案されましたご三方が全会一致を望んでおられるのでしたら、そこら辺も踏まえて全会一致という方向を出せないかなというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この件につきましては、具体的に言うと、第8条につきましては全員協議会で二度協議をしております。今ほど奥野議員が言われたとおり、通称名についてもいろいろな案も出てまいりました。しかし、それらも含めて全て全会一致にはならなかったという経過があります。ですからその経過を踏まえて、この8条削除という提案をしているわけです。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 自由討議なしです。

討論に入ります。

最初に、委員長報告の討論に入ります。

委員長報告の原案に対する討論、修正案に対する討論に分けて行います。

まず、原案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 委員長が提案された条文の問題で言いますと、8条を削除するというので私たちは修正案を提案しました。といたしますのは、やはりこういう町を挙げているんな運動を進めてはどうかという喚起条例みたいなやつですかね、そういうものは議会全会一致が私は原則だと思っています。それをやっぱり異議のあるものをそこへ持ち込むと全会一致にならない。そこは単に突っ張ることではなしに、除くことで全会一致になるもんならそうすべきだと思っています。

それがなされていないこと。

2つ目は、条例というのは、先ほどの質疑でも言いましたように、町の法律です。どういう、いわゆる促進条例みたいなことでも、それはある意味、法を、「かさにかけ」という言葉もあるんですけども、それがあることにより強制されることになるかもしれないという危惧はあるわけです。その危惧を外すということは非常に大事なことでありますし、特に条例ということにしようと思えば、私は条例になじむかどうかの問題も内容として見る必要があると思います。特に私たちの生活、慣習そのものを条例化するというのは、私はやっぱりあっちゃならないことだと思います。

特に「いただきます」という文言について言いますと、私たちには確かに一般的です。しかし、感謝するという言葉とは、そういう文言であればまた別ですよ。

「いただきます」ということが入っていますから、そういうことになると、それが全てではない。いろんな宗教の人たちもいらっしゃいますし、この町にはインバウンドということで外国人の観光客も大いに迎え入れていこうという方向性があるわけですから、そういう意味ではそういう条例に決めてしまうのはなじまない。そのことを言いますし、繰り返して言いますが、私は8条がなければ賛成するということを述べております。

そういう立場から、私は今の条例になじまない言葉などを、慣例、通称名という言葉に置きかえて8条を加えていることについては反対です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 第8条の通称名「いただきます カンパイ条例」についてのご意見を申し上げます。

初めに「いただきます」ですが、「いただきます」の「いただく」の語源は、神様にお供えしたものを食べる時や、また位の高い方から物を受け取る時に頂いいわゆる頭の上に掲げたことから、食べるとかもらうの謙譲語として「いただく」が使われるようになっていると由来していると聞いております。やがてこれが、食べる時に「いただきます」と言うようになりまして、食事の食前の挨拶として定着したとのことと聞いております。

この「いただきます」の意味につきましては2つの意味があると言われております。

1つ目につきましては、食事に携わってくださった方への感謝です。また料理

をつくってくださった方、配膳をしてくださった方、野菜をつくってくださった方、また魚をとってくださった方、その食事に携わってくださった方々への感謝の心をあらわしているかと思えます。

2つ目は、食材への感謝です。肉や魚を初め野菜や果物にも命があります。それぞれの食材の命を私の命にさせていただきますとの感謝の意を表しているのが「いただきます」の本意であります。偉大な自然への感謝の気持ちをあらわしたものであり、学校教育の中でも大切にしているかと思えます。同じように「ごちそうさま」も、昔の人はお客を迎えるに当たって命がけで走り回って獲物を取り、もてなしをいただいたことに対し、客人は「ありがとう」と心からの感謝の気持ちをあらわしております。

外国では宗教的な挨拶が見られますが、「いただきます」「ごちそうさま」は日本独特の挨拶であるかと思えます。食べ物への感謝と、大変な思いをして食べ物を用意してくださったことへの感謝の気持ち、食事への敬けんな気持ちをあらわす挨拶の言葉であり、日本の食文化のすばらしい一面だと私は思っております。

私たちは幼少のころから、一つの米粒には100体の神様が宿っていると、そういうことから一粒の米粒も大事にきなさいと教えられてきました。また、食事のときには、幼稚園から小中学校の子どもたちに、食のありがたさ、感謝の気持ちをあらわす「いただきます」の一言を推奨しているかと思えます。また、この「いただきます」の一言は町民に愛され親しみがあり、誰もが心を込めて手を合わせ、何のこだわりもなく自然に食べ物への感謝の意を表しております。豊かで便利な豊食の現在において食べ物を大切に思う心を養い、豊かな食を楽しむ意味合いにおいても、「いただきます」の通称名は、大人はもとより子どもたちにとってもすばらしい意味合いを持っているかと思えます。

また、「カンパイ」ですが、乾杯の起源は、古代に新酒を神や死者のためにささげた宗教的意識が転じまして、友達の健康や成功を記念し祝福する儀礼となったようですが、乾杯は食事の言葉、勢いのある言葉として物事を祝い、発展を願って、新年のおとそで家族の健康を祈念するときや、また歓送迎会、職場の異動での激励や祝賀会、慶事を記念するとき、そして結婚式や養子縁組、その他、鏡割りの後にも乾杯が三唱されております。

先ほども申しましたが、乾杯は食事の言葉であり、勢いのある言葉として物事を祝い、発展を願っての言葉であります。永平寺町の活力あるまちづくりに寄与するものと信じまして、私はこの永平寺町の食文化に関する条例の第8条の「い

いただきます「カンパイ」の条文に賛成をするものであります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今、川治議員から「いただきます」「カンパイ」の語源を懇切丁寧に説明をしていただきました。その「いただきます」「カンパイ」については全く異論はございません。

ただ、この条文を通称する、総称する名の中に「いただきます」「カンパイ」はヒットしてるかどうかの話なんです。この条文の1条から7条までは一切、食に感謝をしましょうとか、あるいはつくった人に感謝しましょうということはお出てきておりません。

ですから、全会一致している8条を除いた原案が妥当だろうと私は考えております。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 学校でも家庭でも、やっぱり「いただきます」とか「ありがとうございます」とかね。じゃ、結婚式に行って祝杯の杯を上げないかといったら、そんなことはあり得ないんでね。ですから、何でこんなところで否決するのかがようわからんと。ほうやけど、3人で「一致せい、一致せい」って言いながら、やっぱり委員長汗かいて「ひとつご理解を」って言っても、頭から「8条を削除せい」っていうね。それだけですから、だから一致する点なんか全くないと。ですから、委員会においても堂々とさまざまな議論をした上で、自信持って委員会の決定として出したわけですから、こんなところで8条を削減せいなんてことは到底理解できんと。

ですから、私は当然8条が入った条文は、子どもたち、町民から見てもね、やっぱり親しみがあって、通称はね、難しいことは通称にならないんで、「いただきます」「カンパイ」ってみんな喜んでいただこうぜっていうね。私はぴったりの通称名だと思います。

以上をもって賛成といたします。

以上。

○議長（川崎直文君） ほかに討論ありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 私は、原案に賛成の立場から申し上げます。

ここに、先ほど、この原案、第1条から7条の中には「いただきます」という、この文言の中にはそういうことをうかがわせるものがないというふうにおっしゃられました。それもそうかなと思いますが、ただ、文化というのは、文明、文化と言いますが、その物質を越えたといいますか、この範疇は非常に深く、その物質を利用したり使役したりするその一連の宗教とかその時代、地域における、何ていいますか、そこに住む、その時代に住む人々の行動の様式あるいは考え方も含むのが文化だというふうに思います。歴史的にも江戸時代の文化もあれば、もっと以前の文化もあるということ。我々の今生きているこの町、これ一つの文化。文化には、やはり「いただきます」、食に感謝するということも含まれているというふうに私は考えます。

それから、宗教的色彩があるということで、我が町が今力を入れてますインバウンドにも影響する、他宗教の方から異様に映るかもしれないというご懸念に対しましては、我々は一度外へ出れば、ほかの国の人にとっては私たちがインバウンドですね。そうしますと、我々は「いただきます」「ごちそうさま」を言いますが、現地の方々はもちろん「いただきます」とは言わずにほかの言葉あるいはほかの風習を持っていると思います。しかし、私たちはそのことをもって、そこに、私たちが訪れた国、地域に住む人々に対して違和感を持ちません。その地域、その国がその時代、その地域においた、何ていいますか、風習といいますか作法があると思いますので、それをお互いに認めることがお互いを理解する上で必要なことだというふうに思いますので、インバウンドを進める上で懸念されるということは私は余り考えておりません。

それから、この当初出されました条例についても、例えば、地酒でないほかの酒を使用することについてはどうなのだと。それはもちろん好みの問題でありまして、ここに強制する文言は一つも入っておりません。ただ、私たちを取り巻く、我が町の食文化をもっと尊重して、平たく言えば、もしそこを尊重しようと思うのなら、使う機会には利用してやってもらえないかということでございますので、やはり全員一致、全議員が一致するのは本当に望んでおります。もちろんそれが最適といいますか、あるべき姿だと思いますが、ただ、その全員一致するために妥協をして、この制定を頼んでこられた商工会さんのほうの趣旨といいますか、その効果を換骨奪胎して何も意味のないものにしてしまう。確かに条例はできたけれども、何のインパクトもない、あるいは発信力もないというようなことに陥

る懸念がございますので、やはりその途中でプロセス上、産建の委員長さんもこの反対提案の方々には個別にその説明といいますか、をされているというふうに私はちょっと理解しているんですけども、そこら辺を踏まえて、ぜひこの第8条を加えた形で条例を制定されるほうが、これからこの条例を制定した意味といいますか、効果を考えた場合には、やはりそうあるべきではないかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで原案に対する討論を終わります。

次に、修正案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

修正案に対する討論はありませんか。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、修正案に対して反対するというわけでもないんですけども、今、私たちが子どもたちに、家族に対してでもそうですけれども、やはり食事の前には「いただきます」と言いなさいというふうにしつけをしております。子どもたちは、学校でも家でも「いただきます」という言葉を使っております。やっぱり食事をする前にその言葉を発するということが必要だというふうに私は思っております。

その中で、食文化ということに対して、やはり町民に対してその条例を浸透させて、それで、奥野議員おっしゃったように発信力のあるものにするための力となるのが「いただきます」であり「カンパイ」であるように思います。

そういう点を考えますと、やはりこの8条というのが必要な条文だというふうに考えますので、今回の修正案に対しては反対という意思を示させていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 修正案の提案の一人の議員として、賛成の発言をさせていただきます。

先ほど何度も申してまいりましたように、この「カンパイ条例」という形の案件については、先ほど議案の中で示されたとおり、そのいろんな物議を醸したということから、食文化という形での条例が妥当だという話になりました。それで素案をつ

くってきました。それで全会一致という形で進んできたように私は思っております。そういう意味から全会一致を第一とする面であります。

当然「いただきます」であるとかそういうものは、その食に感謝し、また食材、それをつくってくれた方々に感謝するというものは何も私は否定するものではありませんし、ある面では、その教育というんですか、自分の子どもたちにも「いただきます」というような形をしていますし、私も朝ご飯を食べるときも含めているところ「いただきます」と手を合わせて食べております。

これはそれぞれの慣習という形で行っていますので、そういう面も当然それを否定するものではありませんが、今回の条例につきましては、あくまでも全員が一致するという形の中からはこの8条は削除して提案させていただくということに対して賛成する者の一人でありますので、ぜひ皆さん、ご協力のほどをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 修正案に反対者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、修正案に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいまの上田議員のご発言の中にもありましたが、全会一致ということ的前提として産業建設常任委員会に再審議という場を設定いたしました。その中で十分、議員の中でも慎重に審議を進めたというふうに思っております。

ですから、この8条を削除するといったことは、産業建設常任委員会の中で十分審議されましたし、また全員協議会の場でも十分審議されたというふうに思っておりますので、私はこの8条削除に対して反対の立場をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 修正案に賛成者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この条例ですけれども、全会一致で進めてはどうかということとでいろいろ努力された方がやっぱりいらっしゃいます。これには心から感謝するものであります。

ただ、立ち返りまして、町の商工会から出てきた陳情書の中には、ちょっと読みますね。「町民の方には、永平寺町の食を味わい、郷土の清酒で乾杯していただくなど地産地消の推進を行うことにより関連産業の発展が図られ、故郷への感謝の気持ちや仲間との親睦が深まり、来町者に対するよりよいおもてなしにつな

がることにもなります」ということがありました。これをとりまして、論議の中で、この8条をおもてなし条例という通称にしてはどうかということで、おもてなしという提案がありました。そういう提案についても、これは陳情の趣旨でもありますし、提案者としてもそれがいいのではないかと。これにも何人かの方が賛成された方がいましたけれども、それも受け付けないというやり方は、それはみんなでいいものをつくり上げていこうという方向にはなっていないと率直に思います。

私は、文化、慣習を条例に入れるべきではないということを再び申しまして、8条を削除することに賛成の立場をとります。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで修正案に対する討論を終わります。

これから、発委第3号、永平寺町の食文化に関する条例の制定についての件を採決します。

まず、本案に対する滝波君外2名から提出されました修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（川崎直文君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

したがって、発委第3号、永平寺町の食文化に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

～日程第12 閉会中の継続調査の申出～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第12、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があ

ります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る12月1日開会以来15日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたこと心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中にその都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されることを特にお願い申し上げまして、平成27年第5回定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成27年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、本定例会においてご報告申し上げました、このたびの永平寺支所地下倉庫火災を重く受けとめるとともに、全庁挙げて、担当する施設管理、さらには事務事業に対する精度を上げる努力に意を払い、常に不測の事態に対する危機管理の徹底を期してまいります。

ことし、第1回定例会の開会の挨拶の中で、「平成27年度は、地方創生元年の年として、永平寺町の将来が活力ある、躍動感ある新しい時代にふさわしい町を創造するため、これまで以上に情熱とスピード感を持って町政の推進を担ってまいりたい」と申し上げました。そして開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、10月に永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略をまとめました。これからの4年こそ、地方創生の鍵を握る重要な期間でございます。PDCAサイクルを有効に使い各施策の達成度を冷静に分析しながら、一步一步着実に事業を進めてまいりたいと考えております。今後とも、議会の皆様の進捗チェックと事業推進へのご協力をよろしくお願いいたします。

また、昨今、国内では、地域活力の低下、地方経済の低迷、雇用、就労の問題、環境、災害問題などさまざまな問題、課題が山積し、さらに自治体の財政状況は厳しくなる状況にあります。こうした中で、永平寺町に住んでみたい、住み続けたい、さまざまな行事に参加してみたいと思えるようなまちづくりを目指して、職員ともども頑張っております。

さらに、将来にわたって安心、安全な地域を実現させるために、町民、自治会など皆様とともに町をつくり上げていきたいと考えております。そのためにも、行政の考えだけではなく、町民、議会の皆様の納得、同意が得られたまちづくりを進めていく必要があると考えております。

永平寺町を幸せの舞台にするためには、町民の皆様の力があって初めてできることだと思っておりますので、すばらしい永平寺町をつくっていくため、まちづくりの検討を今後さらに進めてまいります。

また、当初予算編成に当たりましては、町議会のご意見を尊重するとともに、地方創生への対応に重点を置き、限られた財源の中で選択と集中をさらに進め、新規事業を含めた継続事業においても事業の必要性や費用対効果などを見きわめ、効率的でより効果的な予算編成を行い、一層の行財政改革も進めてまいりま

す。

寒さ厳しい折、これから年末に向けて何かと立て込んでくるとは存じますが、議員各位におかれましては、どうかご自愛の上、ご家族ともどもよりよき新年を迎えられますとともに、来年が永平寺町民にとりましてよりよき年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ことし1年、どうもありがとうございました。

(午前11時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員